

13 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト

【令和2年度第3次補正予算額 6,000百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付の団地化等の推進と営農技術の導入等による産地の生産体制の強化・生産の効率化を推進します。あわせて、作柄変動の大きい国産の供給力を安定させるため、民間保管施設の整備や一時保管により安定供給体制を確立します。

＜事業目標＞ [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万トン→108万トン)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万トン→23万トン)
- 大豆生産量の増加 (21万トン→34万トン)

＜事業の内容＞

1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

水田麦・大豆産地生産性向上事業

4,682百万円
団地化の推進と営農技術の新規導入により、生産性の向上を図る先進的な麦・大豆産地の取組に対し、ソフト・ハード両面から支援します。

2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

① 麦・大豆保管施設整備事業

1,000百万円
国産麦・大豆の安定供給に向けて、保管施設の整備を支援します。

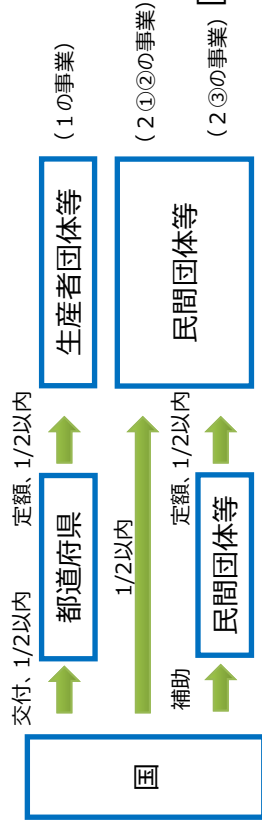
② 麦類供給円滑化推進事業

265百万円
国産麦の供給を円滑化するための産地・実需における一時保管費用等の補助により、安定供給体制の構築を支援します。

③ 麦類利用拡大推進事業

53百万円
国産麦の利用拡大に向け、商品開発、マッチング等を支援します。

＜事業の流れ＞

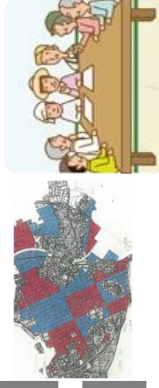


＜事業イメージ＞

1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

営農技術の導入
・畑地化実証支援

団地化の推進



施設整備・機械導入



団地化推進等に向けた話し合い等の必要経費を支援
(定額)

営農技術の導入や畑地化に向けた栽培実証を支援 (定額)

生産性向上に必要な施設・機械導入等を支援 (1/2以内)

2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

麦・大豆の安定供給



保管施設の整備に向けた支援
(1/2以内)

国産麦の商品開発等を支援
(定額、1/2以内)

(1の事業) [お問い合わせ先]

(2①②の事業)

(1、2①の事業) 政策統括官付穀物課 (03-6744-2108)
(2②、③の事業) 貿易業務課 (03-6744-0585)

水田麦・大豆産地生産性向上事業概要（案） （麦豆プロ事業）

I. 事業趣旨

麦・大豆については、堅調な国産需要がある一方、実需者の求める量・品質・価格の安定供給が実現できず、依然として輸入品が太宗を占めています。このような状況を改善し、需要に応じた生産を実現するには、麦・大豆産地が一体となり、生産性の向上に取り組むことが不可欠です。

また、主食用米の需要が減少傾向にある中、米から需要を捉えた麦・大豆等への転換を進めることは、麦・大豆の国産シェアの拡大、自給率向上、需要に応じた水田フル活用に向けた喫緊の課題となっています。

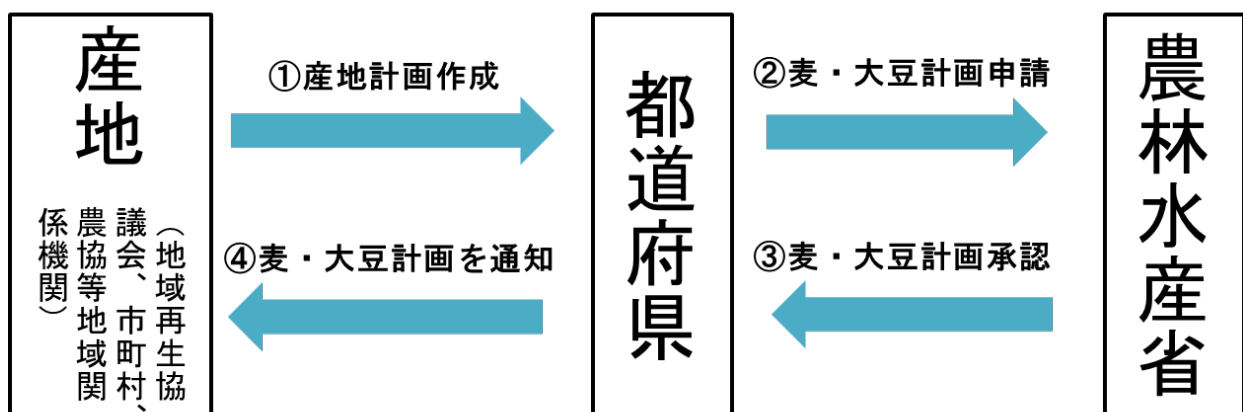
このため、本事業では、「麦・大豆生産性向上計画」（以下、「麦・大豆計画」）及び「麦・大豆計画」に位置づけられた「麦・大豆産地生産性向上計画」（以下、「産地計画」）に基づき、麦・大豆の需要を捉えた生産拡大と収量・品質の高位安定に取り組む産地に対して、団地化の推進や新たな栽培技術の導入等を一体的に支援し、産地の生産体制の強化、収益性・生産性の向上を推進します。

II. 麦・大豆生産性向上計画について

需要に応じた生産拡大の実現に向けては産地ぐるみでの計画的な取組みが不可欠です。

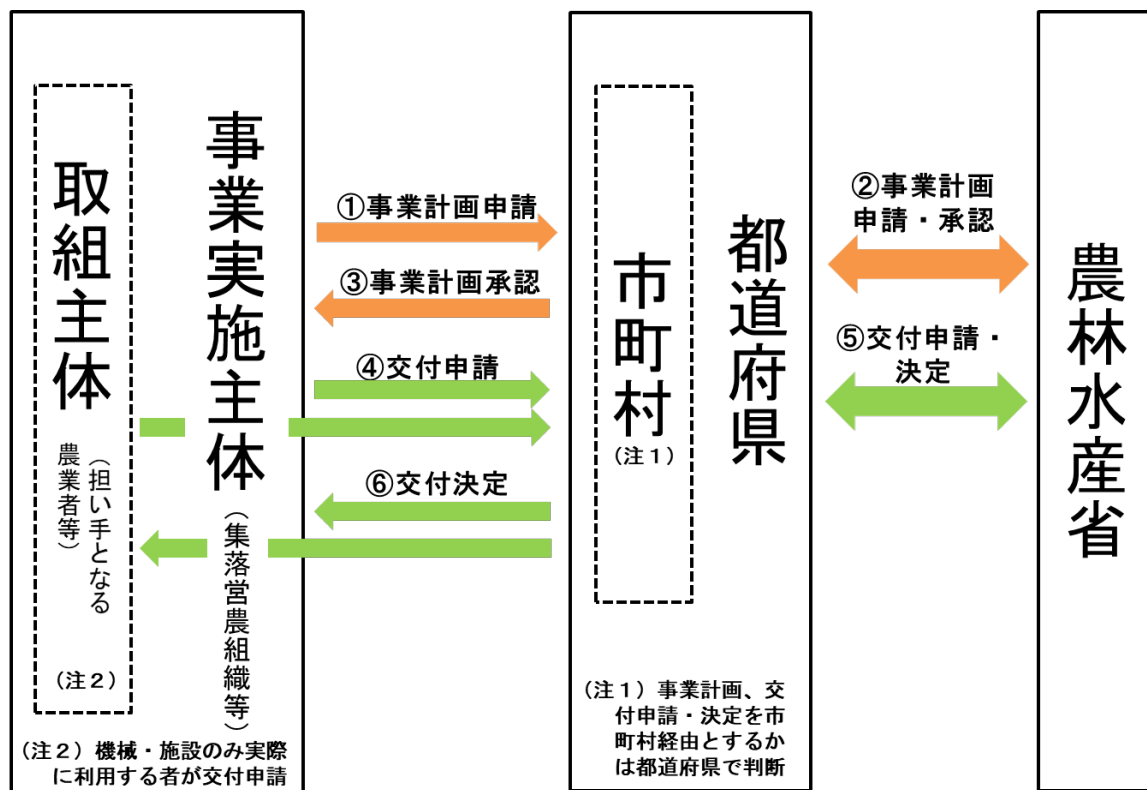
本事業では、都道府県が策定した「麦・大豆計画」に位置づけられた産地が「産地計画」に基づき行う需要に応じた生産拡大、団地化推進等の目標達成に資する取組みを支援します。

（参考）麦・大豆生産性向上計画の提出・承認までの流れ



（注）計画提出時に市町村を経由するかは、
都道府県が判断。

Ⅲ. 事業実施の流れ



Ⅳ. 事業の概要

1 事業メニュー

- (1) 水田における麦・大豆の団地化の推進
- (2) 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入
- (3) 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等
- (4) 水田における麦・大豆の生産性向上の推進

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は下記のとおりです。

- (1) IVの1の(1)～(3)の取組

① 農業者の組織する団体

農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、受益農業従事者（農業の常時従者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。

なお、Ⅳの1の(3)の取組については、事業実施主体の地域内で実際に取組みを行い機械等を使用する者（以下「取組主体」という。）が交付申請を行うことができる。

② 地域農業再生協議会

(2) Ⅳの1の(4)の取組

① 都道府県

② 市町村

3 対象となるほ場

田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田と同じ）

4 対象となる作物

麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）、大豆、畑地化を目的に麦・大豆との輪作体系の構築に向け新たに導入される作物

5 採択要件

- ・申請する産地において、「産地計画」を策定している、または、事業開始までに策定することが確実だと地方農政局等が認めていること。なお、産地品種ごとにみて、ミスマッチとなっている品種について、ミスマッチの解消に向けた産地計画となっていること。
- ・Ⅳの1の(1)の取組が含まれた事業実施計画となっていること。なお、事業を活用せず自己負担で団地化を推進する場合はⅣの1の(1)の申請額が0でも可とする。
- ・政策統括官が定める成果目標の基準を満たすこと。
- ・事業実施計画書に記載のある内容が事業実施要領に照らし適切な内容であり、かつ、成果目標の達成に直接結び付く内容であること。
- ・本事業は、主食用米から需要を捉えた麦・大豆等への転換を進めることが主目的の一つであるため、地域の主食用米の減少面積が麦・大豆の増加面積と等しいまたは上回っていること。

（麦の増加面積）＋（大豆の増加面積）≤ |（主食用米の減少面積）|

6 補助率

Ⅳの1の(1)及び(2)・・・定額

Ⅳの1の(3)及び(4)・・・1/2以内

7 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度（麦については翌々々年産）

8. 具体的な支援内容

(1) 水田における団地化推進（補助率：定額）

事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を、上限額の範囲内で支援します。

上限額は事業実施主体の水田面積に応じて、以下のとおり設定しています。

50ha未満	：50万円
50ha以上～150ha未満	：100万円
150ha以上	：150万円

なお、経営規模が大きい北海道については上記の6倍の面積で上限額を設定します。

団地化を推進する際に必要な経費としては、

- ・会議の開催・出席に要する経費
- ・ほ場状況の把握等要する経費（日当、時間外手当、消耗品費等）
- ・団地化に必要なほ場改修・点検に要する経費（排水柵の修繕に係る役務費、物材費等。他事業で実施するものを除く。）
- ・試行的団地拡大に要する経費（地代等）
- ・技術習得等の研修に要する経費
- ・衛星写真等の購入に要する経費
- ・農業コンサルタント等への相談に要する経費
- ・団地化地図のデジタル化に要する経費 等を想定しています。

(2) 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入

各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、営農技術を導入する取組に対して支援します。事業実施主体が新規導入する①～⑧の営農技術について、導入する技術内容と面積を計画書に明記してください。技術を新たに導入する面積に対して定額で支援します。なお、複数選択する場合は、選択した技術の支援単価の合計が15,000円/10aを上限とします。

なお、技術導入に当たっては、農研機構による「診断に基づく栽培改善技術導入支援マニュアル」等により、圃場条件に適した技術を選択する等試験研究機関等の適切な指導に基づき行ってください。

- ① 湿害対策技術の導入(補助率：定額(2,000円/10a))
麦・大豆の生育に大きな影響を与える湿害を軽減するための、弾丸暗渠施工、心土破碎、深耕の実施。
- ② 高度湿害対策技術の導入(補助率：定額(3,000円/10a))
麦・大豆の生育に大きな影響を与える湿害を軽減するため、無材穿孔暗渠や有材補助暗渠の施工による高度な技術による透排水性改善の実施。
- ③ 効率的播種技術等の導入(補助率：定額(5,000円/10a))
麦・大豆栽培の省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培等の播種技術等の実施。
- ④ 先進技術の導入(補助率：定額(10,000円/10a))
近年、研究機関等で開発されたスリット成形播種技術やカットブレーカーによる幅広型心土破碎の最先端技術の実施。
- ⑤ 土壌診断に基づく土づくりの推進(補助率：定額(3,000円/10a))
麦・大豆の単収の向上に向けた、土壌診断に基づく有機物資材や酸度矯正資材等の施用。
- ⑥ 生育後期重点施肥の推進(補助率：定額(3,000円/10a))
小麦の収量安定に向けた、生育後期重点施肥の実施。
- ⑦ 需要に応じた新品種等の導入(補助率：定額(7,500円/10a))
需要に応じた麦・大豆生産拡大に向けた、実需者と事前契約を結んだ上での需要のある品種、収量性・加工適性に優れた品種等の導入。
- ⑧ 畑地化に向けた新規輪作体系の確立(補助率：定額(7,500円/10a))
麦・大豆を作付けする水田の畑地化に向け、新たな輪作体系を確立するための畑作物のブロックローテーションへの新規導入。
補助対象となる面積は、新たに導入する畑作物に係るものとします。
なお、新規作物を導入した結果、麦や大豆の面積は減少しないことを必須とします。

※①及び③については、都道府県の研究機関等が開発した技術のうち、効果が論文等で明確となっているとともに、麦・大豆計画に位置づけられている技術については、対象とすることができます。

(3) 水田における麦・大豆の生産性の向上に向けた機械・施設の導入等 (補助率：1/2以内)

需要に応じた麦・大豆の生産に向け、生産性の向上や効率化に必要な以下の機械・施設の導入、リース導入、改良について支援します。

補助対象とする機械等は50万円以上5,000万円未満とします。

なお、リース導入の場合、リース期間は2年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とします。

- ① 麦・大豆生産の生産性の向上のために必要な機械・施設の導入等
ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ等
- ② 麦・大豆の生産効率化に必要な機械・施設の導入等
高速播種機、防除用ラジコンヘリ、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）等
- ③ 上記作業機械を牽引するために必要なトラクターの導入及びリース導入

(4) 水田における麦・大豆の生産性向上の推進 (補助率：1/2以内)

都道府県・市町村において、本事業の実施や「麦・大豆計画」に基づき行う生産拡大を推進するために必要な会議・研修会の開催、技術指導マニュアルの作成、実需者との意見交換会等に係る経費について支援します。

V. 採択について

対象作物毎に下記の「A団地化」と「B生産性向上」の各区分から成果目標をひとつずつ選択してください。A、B区分のポイントと「C加算」区分のポイントの合計値により順位付けを行います。事業採択はポイントの高い事業実施主体から行います。同ポイントの場合は事業費の低い方を優先的に採択します。

麦・大豆両方を対象として事業を実施する場合は、平均したポイントを、採択ポイントの算出に使用します。

なお、Ⅳの1の(4)「水田麦・大豆生産効率化の推進に向けた支援」については、都道府県・市町村内の事業実施計画の採択結果や申請状況に応じて配分します。

【表】

A 団地化（①、②のうちどちらかひとつを選択）	
<p>① 団地化率の向上</p> <p>団地化率（作付面積に占める団地化の取組を実施した作付面積）が現状より向上。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>② 団地化面積の拡大</p> <p>新たに団地化する面積の事業実施地区の水田面積における割合。</p> <p>5%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※現状の団地化率が80%を超えている事業実施主体に限り選択可能。</p>
B 生産性向上（③～⑦のうち、どれかひとつを選択）	
<p>③ 生産量の増加</p> <p>生産量が現状値と比較して拡大。</p> <p>25%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>④ 面積の拡大</p> <p>基幹作の作付面積が現状値と比較して増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p>
<p>⑤ 単収の増加</p> <p>単収が現状値と比較して増加</p> <p>20%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>⑥ 需要に応じた品種への転換</p> <p>実需者と事前契約を結び新規に導入する品種の作付面積が当該作物の作付面積に占める割合の増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・15ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・12ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・9ポイント</p> <p>8ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・3ポイント</p>
<p>⑦ 労働時間の削減</p> <p>10a 当たり労働時間を現状値と比較して削減。</p> <p>15%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・4ポイント</p>	

7%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
C 加算（複数選択可）	
以下の条件に当てはまる場合は、ポイントを加算できるものとする。	
・5年以内の麦圃場の畑地化を目指した事業計画を策定した場合	・・・10p
・水田面積に占める麦・大豆作付面積（基幹作に限る）が40%以上の場合	・・・5p
・団地化率が80%以上の場合	・・・5p
・麦の作付面積に占める基幹作麦の割合が80%以上の場合	・・・10p

【大豆】

A 団地化（①、②のうちどちらかひとつを選択）	
① 団地化率の向上 事業実施地区の団地化率が現状より向上。 15ポイント以上・・・・・・・・15ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・9ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・3ポイント	② 団地化面積の拡大 新たに団地化する面積の事業実施地区の水田面積における割合。 5%以上・・・・・・・・15ポイント 4%以上・・・・・・・・12ポイント 3%以上・・・・・・・・9ポイント 2%以上・・・・・・・・6ポイント 1%以上・・・・・・・・3ポイント ※現状の団地化率が80%を超えている事業実施主体が、選択可能。
B 生産性向上（③～⑦のうち、どれかひとつを選択）	
③ 生産量の増加 生産量が現状値と比較して拡大。 25%以上・・・・・・・・15ポイント 20%以上・・・・・・・・12ポイント 15%以上・・・・・・・・9ポイント 10%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・3ポイント	④ 面積の拡大 作付面積が現状値と比較して増加。 10%以上・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・3ポイント
⑤ 単収の増加 単収が現状値と比較して増加 20%以上・・・・・・・・15ポイント 16%以上・・・・・・・・12ポイント 12%以上・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・6ポイント	⑥ 需要に応じた品種への転換 実需者と事前契約を結び新規に導入する品種の作付面積が当該作物の作付面積に占める割合の増加。 20ポイント以上・・・・・・・・15ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・12ポイント

4%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント	12ポイント以上・・・・・・・・ 9ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・ 3ポイント
<p>⑦ 労働時間の削減 10a 当たり労働時間を現状値と比較して削減。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 15ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>	
C 加算（複数選択可）	
<p>以下の条件に当てはまる場合は、ポイントを加算できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以内の大豆圃場の畑地化を目指した事業計画を策定した場合・・・・・・・・10p ・ 水田面積に占める麦・大豆作付面積（基幹作に限る）が40%以上の場合・・・・ 5p ・ 団地化率が80%以上の場合・・・・・・・・ 5p 	

本事業は令和2年度第3次補正予算成立を前提としており、今後変更の可能性があります。

団地化を通じた水田麦・大豆産地の生産体制の強化を支援します！

(令和2年12月15日時点)

水田麦・大豆産地生産性向上事業（麦豆プロ事業：47億円）

水田麦・大豆産地が、団地化・生産性の向上に向け「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う、団地化の推進、営農技術の導入、農業機械等の導入を支援します。

※事業計画書のポイント上位者から予算の範囲内で採択します。

1. 支援対象

- (1) **対象ほ場** : 田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田）
- (2) **対象作物** : 麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆
- (3) **支援対象者** : 農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上
- (4) **採択要件** : 都道府県・産地で「麦・大豆生産性向上計画」を作成していること 等

2. 支援の内容（事業実施計画のポイント上位者より採択）

(1) 話し合い等を通じた団地化の推進経費

団地化の推進に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化などにかかる費用を実費で支援します。

支援の上限額は地域の水田面積に応じて異なります。
本州の場合（※北海道の場合の基準面積は6倍になります。）
50ha未満：50万円以内、50～150ha：100万円以内、150ha以上：150万円以内

(2) 営農技術等の導入

生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて15,000円/10a以内で定額※支援します。

※取組内容により単価は異なります（2,000円/10a～10,000円/10a）
詳細は裏面の支援メニューをご覧ください。複数選択も可能です。



(3) 機械・施設の導入

生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援します。
(1/2以内、5,000万円未満の機械・施設が対象)

3. 申請に当たっての留意事項

本事業は産地単位での申請が必要です。申請に当たっては、都道府県・産地が団地化や需要を捉えた生産拡大に向けた「麦・大豆生産性向上計画」を作成していることが必要です。まずは地域再生協議会・市町村等にご相談ください。※計画作成や事業のスケジュールは最終ページをご覧ください。

4. 営農技術等の導入に関する詳細

2 (2) 営農技術等の導入で導入可能な技術と支援単価

①～⑧の営農技術から、15,000円/10a以内で、複数選択することが可能です。

技術の選択にあたっては、次のページの「診断に基づく栽培改善技術導入マニュアル」を活用する、普及組織等に相談する等、地域にあった内容としてください。

① 湿害対策技術の導入(2,000円/10a)

麦・大豆の生育に大きな影響を与える湿害を軽減するための、弾丸暗渠施工、心土破碎、深耕。

② 高度湿害対策技術の導入(3,000円/10a)

麦・大豆の生育に大きな影響を与える湿害を軽減するための、無材穿孔暗渠や有材補助暗渠の施工による高度な技術による透排水性改善。

③ 効率的播種技術等の導入(5,000円/10a)

麦・大豆栽培の省力化等による生産性向上に向けた、耕うん同時畦立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培等の播種技術等。

④ 先進技術の導入(10,000円/10a)

近年、研究機関等で開発されたスリット成形播種技術やカットブレーカーによる幅広型心土破碎の最先端技術。

⑤ 土壌診断に基づく土づくりの推進(3,000円/10a)

麦・大豆の単収の向上に向けた、土壌診断に基づく有機物資材や酸度矯正資材の施用。

⑥ 生育後期重点施肥の推進(3,000円/10a)

小麦の収量安定に向けた、生育後期重点施肥の実施。

⑦ 需要に応じた新品種等の導入(7,500円/10a)

需要に応じた麦・大豆生産拡大に向けた、実需者と事前契約を結んだ上での需要のある品種、収量性・加工適性に優れた品種等の導入。

⑧ 畑地化に向けた新規輪作体系の確立(7,500円/10a)

麦・大豆を作付けする水田の畑地化に向け、新たな輪作体系を確立するための畑作物のブロックローテーションへの新規導入。麦・大豆の面積は減少しないこと。

(3) 機械・施設の導入の対象となる機械・施設例

需要に応じた麦・大豆の生産に向け、生産性の向上や効率化に必要な機械・施設(50万円以上5,000万円未満)の導入、リース導入及び改良を支援します。リース導入の場合、リース期間は2年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とします。

① 麦・大豆生産の生産性の向上のために必要な機械・施設の導入

ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ等

② 麦・大豆の生産効率化に必要な機械・施設の導入

高速播種機、防除用ラジコンヘリ、コンバイン、乾燥調製施設(乾燥機、色彩選別機)等

③ 上記作業機械を牽引するために必要なトラクターの導入

5. 採択要件について

- 申請する産地・都道府県において「麦・大豆生産性向上計画」を策定している、または、事業開始までに策定することが確実だと地方農政局等が認めていること。

〔産地にミスマッチとなっている産地品種銘柄がある場合、「麦・大豆産地生産性向上計画」がミスマッチの解消に向けた内容となっていること。〕

- 産地の団地化の推進に取り組む事業実施計画となっていること。
- 団地化と生産性向上について成果目標※を定めていること。

※事業実施要領で示す複数の目標の中から産地にあったものを選択してください

- 事業実施計画書が事業実施要領の内容を適切に満たしており、成果目標の達成に直接結び付く内容であること。
- 地域の主食用米の減少面積が麦・大豆の増加面積以上であること。

6. 技術導入の参考情報について

～診断に基づく栽培改善技術導入支援マニュアル～（農研機構）

先進的な技術の導入については、下記マニュアルの活用や関係機関の指導のもと、ほ場条件にあった技術を導入してください。

スマートフォンやPCで低収要因を診断でき、ほ場に合った技術が探せます。

麦はパンフレットも作成されています。

スマホやPCで低収要因を診断でき、ほ場に合った技術が探せます。

麦の栽培改善技術導入支援マニュアル

採択までの流れ

(事前準備: 都道府県・市町村と連携し産地の「麦・大豆生産性向上計画」を作成)



事業実施計画を都道府県※に提出します



※都道府県が指定する場合は市町村

事業実施計画の内容に対してポイント付けを行い、予算の範囲内でポイント上位順から採択を行います。

事業のスケジュールについて

令和3年1月以降に事業要望調査を行います。詳しい時期が決まり次第HPなどでお知らせします。



本パンフレットは、支援対象となりうる生産者の皆様に現時点で予定している支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したものです。

本事業は令和2年度第3次補正予算の成立を前提としており、**今後変更の可能性があります。**

お問合せ先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、市町村・都道府県までご相談ください。また、実際に事業を活用する場合のご不明点等は下記までご相談ください。

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当:畑作グループ

☎ 011-330-8807 www.maff.go.jp/hokkaido/ 

東北農政局

生産部生産振興課 担当:課長補佐(土地利用型農業推進)

☎ 022-221-6169

関東農政局

生産部生産振興課 担当:課長補佐(土地利用型農業推進)

☎ 048-740-0409

北陸農政局

生産部生産振興課 担当:農政調整官、農産係

☎ 076-232-4302

東海農政局

生産部生産振興課 担当:農産係、豆類振興係

☎ 052-223-4622

近畿農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 075-414-9020

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当:農産係

☎ 086-224-9411

九州農政局

生産部生産振興課 担当:豆類振興係

☎ 096-300-6222

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html



内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当:課長補佐(農産)

☎ 098-866-1653 www.ogb.go.jp/nousui/ 

農林水産省 政策統括官付穀物課

担当:麦生産班、豆類班

☎ 03-6744-2108

農林水産省

www.maff.go.jp



本資料は、令和 2 年度第 3 次補正予算成立を前提としており、
今後変更の可能性があります。

(令和 2 年 12 月 16 日時点)

麦・大豆保管施設整備事業 概要案

I. 事業趣旨

近年、需要が堅調に推移している麦・大豆については、消費者の国産需要はあるものの、天候等による生産量の豊凶差が激しく、供給量・価格が不安定であることから実需は使用量の拡大に踏み切れていない状況にあり、国産シェア拡大の阻害要因となっています。

このような状況を改善するため、不作時にも安定供給できる体制づくりに向け、国産麦・大豆を一定数量保管し、需要に合わせて供給する計画をもつ者に対して、必要な保管施設整備を支援します。

II. 事業実施の流れ

農林水産省が公募を行い、事業実施主体が提出した事業実施計画書に基づき、ポイント上位より採択する主体を決定します。

III. 事業の概要

1 事業内容

国産麦・大豆の安定供給体制の構築に向けて、安定供給計画を策定の上、計画の達成に必要な保管施設の整備を支援します。

2 事業実施主体

(ア) コンソーシアム

※コンソーシアムの要件

次に掲げる全ての条件を満たすこととする。

- ① 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、生産者、実需者等により構成されていること。
- ② コンソーシアムの運営に係る規約が定められていること。
- ③ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。

(イ) 農業者の組織する団体

3 対象となる施設

- ・ 国産麦・大豆の安定的な供給に向けて一定数量保管し、需要に合わせて供給するための施設・設備
- ・ 国産麦・大豆の安定的な供給に向けて一定数量保管し、需要に合わせて供給するために必要な機能を既存の施設等に付与するための改修

※改修とは、既存施設を保管施設に仕向けるために必要な内部設備の導入等をいいます。

4 保管対象となる作物

国産の麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）及び大豆

5 採択要件

(ア) 次の要件を満たす計画を策定していること。

- ・凶作時に備え必要な国産麦または大豆の保管数量を定めていること。
- ・必要な保管数量を確保する方策が明確となっていること。
- ・複数の実需者が受益者であること。
- ・施設に受け入れた国産麦・大豆の保管・販売・更新について定めていること。
- ・当該年産の麦または大豆の生産量が平年より大きく下回る際の安定供給に資する取組を具体的に定めていること。
- ・施設・設備の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。

(イ) 国産麦及び大豆の安定供給に資すること。

6 補助率

1 / 2 以内

IV. 事業実施計画について

1 記載内容

事業実施計画には、整備する予定の倉庫の事業費等の必要事項に加え、Ⅲ-5採択要件の(ア)に記載する項目を含む今後の国産麦・大豆の安定供給に係る計画(安定供給計画)を添付してください。

安定供給計画には、本事業で整備する倉庫の規模、能力等をもとに、国産麦・大豆の保管予定の目標数量を掲げるとともに、国産麦・大豆の確保、保管、不作等により国内の供給量が不足した状況下における保管麦・大豆の供給計画等を記載する必要があります

2 実施状況報告・成果目標

本事業は、豊凶変動の影響を緩和し、安定供給を実現することを目的としています。このため、安定供給計画に沿い適切な保管・販売等がなされているかを評価するため、毎年6月末日を期限に当該事業の実施報告書を農政局長に提出してください。

なお、提出する期間は、安定供給計画における目標を達成した翌々年または事業実施年を含む5年間のいずれか長い方の期間とします。

V. 採択について

採択に当たっては、別表「配分基準」の各評価項目のポイントの合計点により順位付けを行います。事業採択は予算額の範囲内で合計点の高い事業実施主体から行います。同点の場合は事業費の低い方を優先的に採択します。

(別表) 配分基準

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)

成果目標等	評価項目	配分基準	ポイント
国産麦・大豆の需要拡大	・国産麦、大豆の出荷数量の増加	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	1
安定供給体制の確立	・安定供給計画における保管数量が地区内の生産量に占める割合	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
保管効率	・整備施設の保管量当たりの事業費の額を低減する。 (事業費(円)/保管量(t))	10万円未満	5
		10万円以上20万円未満	4
		20万円以上30万円未満	3
		30万円以上40万円未満	2
		40万円以上	1
公益性	・安定供給計画における、不作等の供給量減少時の受益者の数	30社以上	5
		25社以上	4
		20社以上	3
		15社以上	2
		10社以上	1
加算ポイント			
・保管施設に集荷する麦、大豆の産地において「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成していること			5

麦類供給円滑化推進事業 概要案

I. 事業趣旨

近年、需要が堅調に推移している麦については、天候等による豊凶変動が大きく、実需者は安定供給に対する不安があることから、国産麦の使用拡大に踏み切れていない状況にあります。

このため、国産麦の安定供給体制を構築し、供給を円滑化するための産地や実需者による余剰在庫の一時保管費用等を支援します。

II. 事業実施の流れ

事業実施主体が農林水産省に提出した事業実施計画書について、事業実施主体の適格性及び事業実施計画の妥当性の観点から審査を行い採択する主体を決定します。

III. 事業の概要

1 事業内容

(1) 生産者団体等による国産麦の供給円滑化のための取組

生産者団体等（生産者の組織する団体及び集荷業者の組織する団体をいう。以下同じ。）が保有する令和 2 年産麦の在庫について、都道府県ごとの播種前契約の一定の幅を超えた数量（二条大麦及びはだか麦については、播種前契約数量を超えた数量）を上限として、その一時保管等に要する経費を支援します。

(2) 実需者による国産麦の供給円滑化のための取組

食品関連企業等と連携して、事業実施計画（加工・販売計画）を作成した実需者に対し、(1)の令和 2 年産麦を購入（所有権移転）した数量を上限として、その一時保管に要する経費を支援します。

2 事業実施主体

1 の (1) の事業：生産者団体等

1 の (2) の事業：国産麦の実需者（製粉、精麦業者等）及び実需者の組織する団体

3 対象となる経費

- (1) 麦の民間倉庫での保管料
- (2) 産地から民間倉庫への運搬費
- (3) 民間倉庫への運搬に係る荷役料
- (4) 保管時のくん蒸費

4 対象となる作物

民間流通麦促進対策実施要領（平成 11 年 9 月 1 日付け 11 食糧業第 596 号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知）第 2 の 2 に規定する民間流通麦のうち、同要領第 4 及び第 5 の規定により取引される麦。

5 採択要件

(1) 応募要件

ア 1の(1)の事業

- ・事業実施計画（令和2年産麦の保管・販売計画）を作成していること。
- ・生産者団体等が保管料を負担していること。

イ 1の(2)の事業

- ・食品関連企業等と連携した事業実施計画（加工・販売計画）を作成していること。
- ・実需者が保管料を負担していること。

(2) 支援対象数量

ア 1の(1)の事業

令和2年産麦における都道府県ごとの播種前契約の一定の幅を超えた数量を上限とします。ただし、二条大麦及びはだか麦については、都道府県ごとの播種前契約数量を超えた量を上限とします。

イ 1の(2)の事業

アの国産麦を購入した数量を上限とします。

6 補助率

3の(1)は定額(1/2相当)、3の(2)～(4)は1/2以内

IV. 事業実施計画等の作成について

1 記載内容

本事業を申請しようとする者は、Ⅲ-5採択要件の(1)に記載する項目を含む事業実施計画を作成、添付することが必要です。

(1) 1の(1)の事業については、実需者への円滑な引渡しを推進するため実需者との契約に基づいた事業実施計画（令和2年産麦の保管・販売計画）について記載していただく必要があります。

(2) 1の(2)の事業については、実需者による国産麦の早期引取を推進するため、食品関連企業等と連携した事業実施計画（加工・販売計画）について記載していただく必要があります。

2 実施状況報告

本事業は、国産麦の豊凶変動に対応し、安定供給体制の構築を支援することを目的としています。このため、事業実施計画に基づいて適切な保管・販売等がなされているかを評価するため、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに当該事業の実績報告書を政策統括官に提出してください。

V. 採択について

採択に当たっては、事業実施主体が提出した事業実施計画について、本事業の趣旨等を勘案しつつ、事業実施主体の適格性及び事業実施計画の妥当性の観点から下記の審査基準に基づき総合的に行います。なお、採択に当たっては、Ⅲの1の(1)の事業を優先します。

<審査基準>

審査は、次の項目について行います。

1. 事業実施主体の適格性

- (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること
- (2) 事業実施及び会計手続を適正に行いえる体制を有していること
- (3) 令和2年産の民間流通麦について、播種前契約の一定の幅を超えた数量等について、産地品種銘柄等ごとに整理していること

2. 事業実施計画の妥当性

- (1) 事業目的との整合性
- (2) 効率的な事業実施が可能か

麦類利用拡大推進事業 概要案

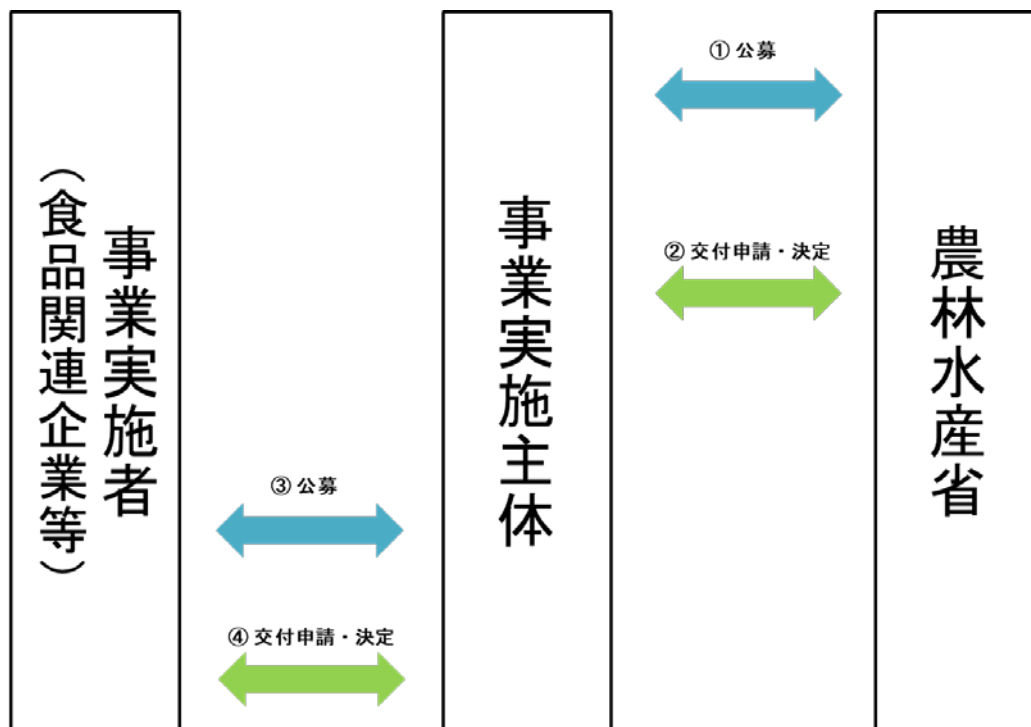
I. 事業趣旨

近年、需要が堅調に推移している麦については、自給率向上や水田フル活用の観点から、需要を捉えた生産拡大により国産シェアの拡大を図る必要があります。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、麦加工品の業務用需要が停滞し、原料麦の余剰在庫が発生していることから、国産麦の一層の需要拡大を図ることが重要になっています。

このため、国産麦の利用拡大に向け、産地と実需のマッチング、需要拡大に向けた情報発信及び食品関連企業等が行う国産麦を使用した新商品の製造等に必要な機械の導入、試作品のプロモーション等に要する費用を支援します。

II. 事業実施の流れ



III. 事業の概要

1 事業内容

(1) 生産者と食品関連企業等との連携体制の構築等

ア 食品関連企業等の公募選考会の開催（定額）

(2) の事業を実施する食品関連企業等の公募選考会の開催

イ 生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催（定額）

国産麦の利用拡大に向けた生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催

ウ 国産麦に対する食品関連企業等のニーズ等の調査（定額）

国産麦について食品関連企業等が求めている品質等や需要を捉えた生産を行っている産地の取組事例等の調査及び調査結果をとりまとめたパンフレット等の作成

エ 講習会の開催及び情報発信（定額）

ウで作成したパンフレット等を活用した講習会の開催、ウェブコンテンツの作成

(2) 食品関連企業等による国産麦を使用した新商品開発等

ア 国産麦を使用した新商品の開発に必要な検討・試作品の開発（定額）

国産麦を使用した新商品開発（国産麦への原料切り替えを含む。）のための検討会の開催、試作用原料の調達、成分分析、包装容器デザイン、原料原産地表示ラベルのデザイン、市場調査の実施

イ 試作品のプロモーション（定額）

試作品の紹介パンフレット等の作成、試食会の実施、商談会等への出展

ウ 国産麦を使用した新商品の製造等に必要な機械の導入（1/2）

国産麦を使用した新商品の製造に必要な加工機械等の導入・設置、原料原産地表示に必要な機器のリース導入（1/2）

なお、以下の取組については、優先的に採択する。

- ・公募選考以前において、関連商品の市場動向調査の結果等から新商品に対するニーズがあることが明らかな取組
- ・生産者団体、実需者等と連携した地域ぐるみの取組
- ・国産麦への原料切替による国産麦の使用量の増加が特に多い取組

2 事業実施主体等

1の(1)の事業

農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は複数の民間団体により組織する団体のいずれかであり、(2)の事業を実施する者の事業実施計画の審査を行う体制を構築することができるものであること。

1の(2)の事業

食品関連企業等又は食品関連企業等と生産者団体や行政機関等により構成する協議会。

3 採択要件

事業実施者が取り扱う国産麦の使用量を増加させる事業実施計画を定めていること。

4 補助率

定額、1 / 2 以内（国産麦を使用した新商品の製造に必要な機械の整備費用、機器のリース費用）

IV. 事業実施計画について

1 記載内容

本事業を申請しようとする者は、Ⅲ-3 採択要件に記載する項目を含む事業実施計画を作成、添付することが必要です。

事業実施計画には、国産麦の利用拡大に向け、産地と実需とのマッチング、需要拡大に向けた情報発信、国産麦を使用した新商品の製造等に必要な機械の導入、試作品のプロモーション等の計画について記載していただく必要があります。

2 実施状況報告・成果目標

本事業は、国産麦への原料の切替等により、国産麦の利用拡大を推進する取組を支援することを目的としています。このため、事業実施計画に基づいて適切な取組がなされるかを評価するため、毎年6月末日を期限に当該事業の実施報告書を政策統括官に提出してください。

なお、提出する期間は、事業実施計画における目標を達成した翌々年又は事業実施年を含む5年間のいずれか長い方を期間とします。

V. 採択について

採択に当たっては、事業実施主体が提出した事業実施計画について、別表の審査基準に基づき、外部の有識者等で構成される選定審査委員会でポイント付けにより審査を行い、ポイントの高い採択優先順位を定め、予算の範囲内において事業実施主体を採択します。

(別表) 審査基準

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)

- ・評価項目に掲げる内容について審査の結果、2つ以上0ポイントがある場合

審査項目	評価項目	配分基準	ポイント
実施体制 の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行が可能な人員を確保しているか。 ・事業を行う上で適切な事務処理能力、経理処理能力を有しているか。 ・事業が実施可能な体制を有しているか。 	・優(十分満足できる)	5
		・良(満足できる)	3
		・可(満足できるレベルよりやや劣る)	2
		・不可(満足できない)	0
知見、専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な知見や専門性を有しているか。 ・事業実施に必要な知識や専門性を外部からの意見等により補うことができる体制を有しているか。 	・優	5
		・良	3
		・可	2
		・不可	0
事業内容 等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・国産麦への原料切替に積極的な取組内容であるか。 ・事業の内容や規模は適切か。 	・優	5
		・良	3
		・可	2
		・不可	0
実施方法 の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施方法は明確か。 ・実施方法に事業効果を高める工夫が見られるか。 ・効率的な事業実施が可能か。 	・優	5
		・良	3
		・可	2
		・不可	0
経費分配 の適正性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費は事業内容に見合って適正に分配されているか。 ・不要な経費は入っていないか。 	・優	5
		・良	3
		・可	2
		・不可	0
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により十分な直接的な効果が期待されるか。 ・本事業の実施により十分な波及効果が期待されるか。 	・優	5
		・良	3
		・可	2
		・不可	0

麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトに係るスケジュール（想定）

（令和2年12月16日時点）

12月15日 16日	令和3年産米の需要に応じた生産・販売の推進等に係る地方農政局等会議 令和3年産米の需要に応じた生産・販売の推進に係る全国会議（第3回）の開催について（テレビ会議）	麦類供給円滑化推進事業	麦類利用拡大推進事業
1月第2週	水田麦・大豆産地生産性向上事業 ○ 要望調査（国→県）	麦・大豆保管施設整備事業	
1月第4週	○ 要領制定・公表 （補正予算成立後）		
2月第2週	○ 中間取りまとめ（金額のみ）	○ 公募	○ 公募（事業実施主体）
3月第1週～	○ 要望調査申込〆切 ○ 麦・大豆計画仮提出 ○ 審査・採択 ○ 計画申請・計画承認 ○ 交付申請・交付決定	○ 公募〆切 ○ 審査・採択・計画承認 ○ 交付申請・交付決定	○ 公募〆切 ○ 外部有識者等による審査・計画承認 ○ 交付申請・交付決定 ○ 公募（食品事業者等）
4月第1週～	○ 麦・大豆計画の申請 ○ 麦・大豆計画の承認		

（下線は県・実施主体等が行う事務を示す。）

- ※ 本事業は令和2年度第3次補正予算成立を前提としており、今後変更の可能性があまりす
- ※ 予算の執行状況等により変更の可能性があり、予算の繰越を行う場合には、青枠囲み部分は4月以降に行うことを想定しています。
- ※ 応募が予算額に満たなかった場合は、追って追加公募・募集を実施する予定です。